

県人事委員会勧告

10.9 2024 県人事委員会勧告 給与、32年ぶりの高水準の増勧告 /

群馬県人事委員会は、2024年10月9日、職員の給与改定に関する勧告を発表した。この勧告では、職員の月例給を平均 8,759 円（約 2.37%）引き上げ、特に若年層に重点を置いた措置が取られることが示された。また、期末手当・勤勉手当（一時金）の支給月数も 0.1 ヶ月分増加し、月例給・一時金ともに 3 年連続の増改定であった。勧告どおり給与改定が行われた場合、職員の平均給与は一般行政職（平均年齢

42.9 歳）の場合で月額：377,540 円（+8,759 円）、年間給与：634.2 万円（+18.7 万円）となる。給与は遡及適用される。

さらに、2025 年 4 月からは、社会や公務の変化に対応するための給与制度の見直しも行われる。これにより、職員の処遇が改善されるとともに、多様な人材の確保や時間外勤務の削減といった勤務環境の整備も進められる。

人事委員会勧告とは？

今回行われた人事委員会勧告についておさらいする。“人事委員会”は各都道府県や政令指定都市に設置されている行政委員会で、専門的・中立的な立場から人事行政に関する事務を処理する合議制の組織である。「人事院勧告」は人事院が毎年 8 月に国家公務員の処遇に関する勧告を行うのに対し、「人事委員会勧告」は毎年 10 月頃、各委員会が所管す

る職員、つまり地方公務員の処遇に関して勧告を行っている。勧告に際しては人事院勧告の内容と給与実態に関するデータを参考にしながら、地域性や実態を反映させた勧告を実施しているため、各県の委員会毎に独自の勧告内容が展開されている。人事院勧告同様、文字通り勧め促すものであり、拘束する力を持つものではない。

人事院勧告同様 3 年連続給与アップで平均年収 +19 万円弱へ 給与改定は若年層職員へ手厚く配分

太田市は人事院勧告準拠を基本としているが、地域性を反映している人事委員会勧告にも我々は留意する必要がある。

今回の人事委員会勧告については、概ね本夏の人事院勧告の内容に準ずる結果となっており、今回の勧告に基づく給与月額増額改定率は平均 2.37%（8,759 円）増、平均年給与額の増減率は 3.0% 増となっている。

一時金（ボーナス）については国公と同様に民間支給月数の実績との差額を引き上げる形で +0.1 月増（4.50 月→4.60 月）の改定となる。この結果、月給・ボーナスともにプラス改定となり、年間給与は平均 18 万 7 千円増（昨年比：+10 万円）の見通しで改定される見通しだ。

地域手当をめぐっては、今夏の人事院勧告において、群馬県（太田市ほか一部を除く）が支給率 0% の級地と設定されたこともあり、群馬県人事委員会の勧告内容の動向が注目されていた。人事委員会は、給与制度の見直しとして、県内一律 2.8%（+0.3%）への引き上げを勧告した。また、扶養手当については、人事院勧告に倣い配偶者に係る手当の廃止と、子どもに係る手当額の増額を勧告した。その他、勤務環境の整備に関しても言及があり、ハラスメント対策や在宅勤務体制の拡充など、給与以外の勤務体制の改善についても取り上げた。

本年の給与勧告のポイント

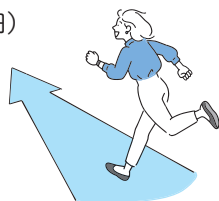
< 引上げ額（行政職） >

月額最大 26,300 円、最小 3,300 円 平均引上げ率 2.7%
（1 級 10.9%、2 級 7.1%、3 級 2.5%、4 級～9 級 1.1～1.2%）

< 初任給 >

I 類（大卒）：224,300 円（+23,400 円）

II 類（高卒）：192,900 円（+23,000 円）



職員の勤務条件等の報告（一部）

< 勤務環境の整備 >

- (1) 心と体の健康づくりの推進
- (2) 多様で柔軟な働き方の推進
 - ・フレックスタイム制の拡充に向けて、制度の見直しと適切な運用を検討
 - ・引き続きテレワークの推進・定着を図る
- (3) 仕事と生活の両立支援
- (4) ハラスメント防止対策
 - ・職員をあらゆるハラスメントから守ることが組織の責務
 - ・セミナーや研修の実施、相談体制の充実等によるハラスメントの発生防止